

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術実施件数
令和6年1月から令和6年12月

区分		手術名等	件数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	73
	イ	黄斑下手術等	185
	ウ	鼓室形成手術等	35
	エ	肺悪性腫瘍手術等	155
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	139
区分 2	ア	靱帯断裂形成手術等	24
	イ	水頭症手術等	98
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
	エ	尿道形成手術等	113
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	25
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	35
区分 3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	58
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	3
	エ	母指化手術等	11
	オ	内反足手術等	4
	カ	食道切除再建術等	9
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分 4	腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術		719
その他	人工関節置換術		184
	乳児外科施設基準対象手術		0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		81
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		153
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		164

※区分は、施設基準の届出に準じて記載したものです。